

○宜野湾市ターウムの日に関する条例

平成27年6月30日

条例第18号

宜野湾市のターウム(田芋又は水芋を意味する方言)は、豊富な湧き水、恵まれた地域資源の中で生まれ、先人たちのたゆみない努力によって受け継がれてきた本市の伝統野菜であり特産品である。

また、宜野湾市のターウムは、沖縄県の伝統料理にも欠かせない魅力ある食材であるとともに、市内小中学校の学校教育においても重要な役割を担っている。

魅力ある宜野湾市のターウムを次世代に継承するとともに、多くの市民・県民が愛着をもつよう、ターウムのター(ターチ：2を意味する方言)と、ム(ムーチ：6を意味する方言)の語呂合わせをとり、宜野湾市ターウムの日を設ける。

(目的)

第1条 この条例は、宜野湾市の伝統野菜であり特産品であるターウムが将来にわたって持続的に生産及び供給されるために、市、市民及び生産者の役割を明らかにし、魅力ある食文化の継承を図ることを目的とする。

(宜野湾市ターウムの日)

第2条 宜野湾市ターウムの日は、2月6日とする。

(市の役割)

第3条 市は、宜野湾市ターウムの日の啓発に努めるとともに、当該日を中心として宜野湾市ターウムの普及推進のために必要な施策を行うものとする。

2 前項の施策を進めるに当たっては、市は、生産地域の特性を理解し、地域間の調和に努めるとともに、関係団体等と連携を図り、生産者及び市民の理解と積極的な参画が得られるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、宜野湾市ターウムの日についての理解及び関心を深めるとともに、ターウムの消費及び利用によりターウムの普及に配慮するものとする。

(生産者の役割)

第5条 生産者は、宜野湾市の伝統野菜であり特産品であるターウムを生産することに誇りを持ち、技術の向上及び継承に努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。